

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、今般の令和2年7月豪雨による災害状況にかんがみ、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとする。

記

1 対象者

特定被災地域内（※）に住所を有する自動車の所有者又は使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

※令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域

2 申請時の各書面の有効期間の取扱い

（1）自動車保管場所証明書の有効期間について

令和2年5月25日から令和2年7月3日に発行されたものについては、令和2年12月28日をもって満了するものとする。

（2）自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

令和2年4月3日から令和2年7月3日に発行されたものについては、令和2年12月28日をもって満了するものとする。

●災害救助法の適用状況（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

なお、令和2年7月豪雨における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する国土交通省所管の許可等について、その有効期間の延長の対象となる許可等の内容を定める告示（国土交通省告示）により、印鑑に関する証明書、臨時運行許可、回送運行許可等の有効期間の延長も行っております。詳細は下記をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000704.html

不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡ください。

九州運輸局 自動車技術安全部 管理課 担当 田中 安武

TEL 092-472-2536